

八 幡 浜 市
一 般 廃 棄 物 （ ご み ） 処 理 基 本 計 画
（ 概 要 版 ）

令 和 4 年 3 月

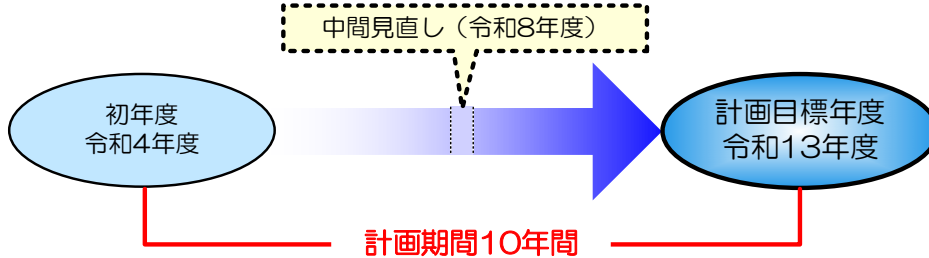
愛 媛 県 八 幡 浜 市

I 基本的事項

1. 計画の目的

本市が循環型社会形成に向けて市民・事業者・行政が連携し共に行動する取組みに関する施策の指針として平成26年3月に改訂した「八幡浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現行計画」といいます。）について、計画の改訂を行うものです。

2. 計画期間と目標年度



II 地域の概要

1. 人口、世帯数

本市の人口は、平成25年度の37,467人と比べ、令和2年度では32,703人と約5,000人も減少しています。また、世帯数も令和2年度では15,890世帯と約1,000世帯も減少しています。

[人口、世帯数の実績]

区分 年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたりの人口 (人/世帯)
H25	37,467	16,867	2.22
H26	36,809	16,792	2.19
H27	36,053	16,622	2.17
H28	35,326	16,448	2.15
H29	34,671	16,308	2.13
H30	33,925	16,143	2.10
R元	33,340	16,028	2.08
R2	32,703	15,890	2.06

1世帯当たり人口は、令和2年度では2.06人となっています。

また、本市の年齢別人口分布は、15歳未満は9.6%、15~64歳は49.2%、65歳以上は41.2%となっています。

2. 産業構造

本市の産業大分類別就業者は、平成22年から平成27年にかけて、すべての産業で減少しています。

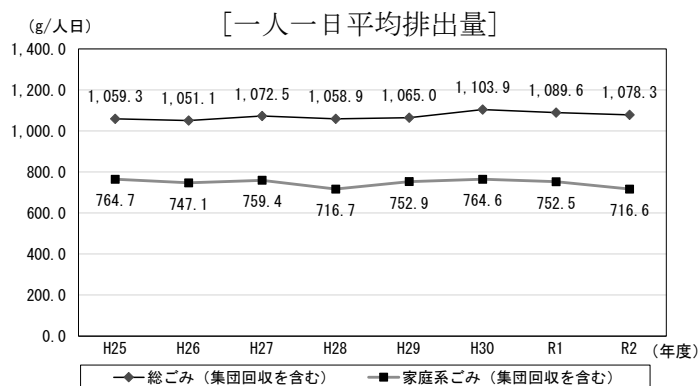
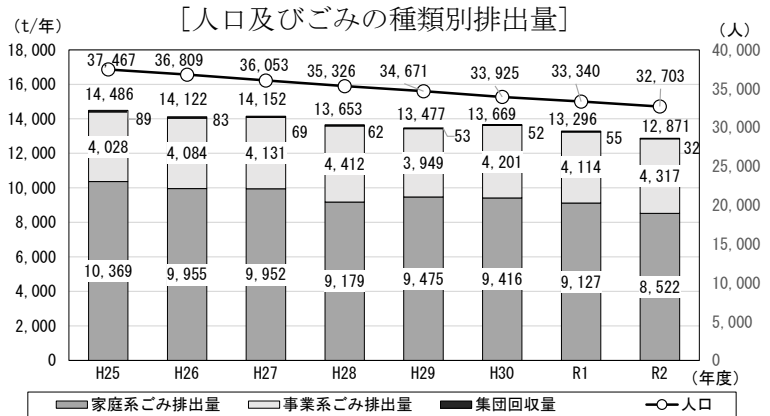
[産業大分類別就業者数の内訳]

産業別	平成22年		平成27年	
	人	(割合)	人	(割合)
総数	18,208	100.0%	17,057	100.0%
第一次産業				
農 業	3,459	19.0%	3,343	19.6%
林 業	30	0.2%	24	0.1%
漁 業	221	1.2%	203	1.2%
計	3,710	20.4%	3,570	20.9%
第二次産業				
鉱 業	2	0.0%	2	0.0%
建設業	1,470	8.1%	1,245	7.3%
製造業	2,116	11.6%	1,892	11.1%
計	3,588	19.7%	3,139	18.4%
第三次産業				
電気・ガス・水道業	259	1.4%	267	1.6%
情報通信業	89	0.5%	56	0.3%
運輸業・郵便業	771	4.2%	594	3.5%
卸売業・小売業	2,650	14.6%	2,364	13.9%
金融業・保険業	267	1.5%	247	1.5%
不動産業・物品賃貸業	113	0.6%	112	0.7%
学術研究・専門技術サービス業	252	1.4%	322	1.9%
宿泊業・飲食サービス業	800	4.4%	700	4.1%
生活関連サービス業・娯楽業	594	3.3%	501	2.9%
教育・学習支援業	797	4.4%	742	4.4%
医療・福祉	2,332	12.8%	2,313	13.6%
複合サービス業	371	2.0%	461	2.7%
サービス業 (他に分類されないもの)	834	4.6%	839	4.9%
公務 (他に分類されないもの)	555	3.1%	618	3.6%
計	10,684	58.7%	10,136	59.4%
分類不能の産業	226	1.2%	212	1.2%

Ⅲ. ごみ処理の状況

1. ごみ排出量の実績

家庭系ごみ排出量は、平成 28 年度までは減少傾向ですが、平成 29 年度に増加し、平成 30 年度以降減少傾向にあります。事業系ごみ排出量は、平成 28 年度まで増加傾向ですが、平成 29 年度に減少し、その後は増加と減少を繰り返しています。



ごみ総排出量及び家庭系ごみ排出量の一人一日平均排出量は、近年は概ね横ばいで推移していますが、令和 2 年度で減少しています。令和 2 年度には 1,078g/人日ですが、全国平均 (令和元年度実績) 918g/人日と県平均 (令和元年度実績) 901g/人日を上回っている状況にあります。

2. ごみ減量化・資源化の実績

(1) ごみ減量化の実績

①生ごみ処理機等の購入補助

家庭から排出される生ごみを減量、堆肥化するための家庭用電気式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器等 (コンポスター、EM容器) の購入に対して支援を行っています。

近年の生ごみ処理機等の購入補助の実績は、概ね増加傾向です。

②指定ごみ袋の導入

「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」は、市指定のごみ袋にて排出するようにしています。指定袋は、燃やすごみが 3 種類 (大: 45L、中: 30L、小: 20L)、燃やさないごみが 2 種類 (大: 45L、中: 30L) です。※ 令和 4 年 4 月から燃やさないごみ (大: 45L) を追加。

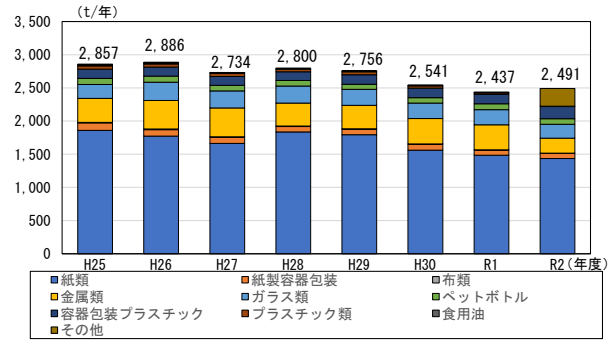
③食品ロス削減の取組

食品ロス削減のために積極的に取り組んでいる「おいしい食べきり運動推進店」に協力する、飲食店・宿泊施設を紹介しています。令和 2 年度現在では 5 店舗が推進店となっています。また、令和元年 7 月 24 日に本市と株式会社あわしま堂は、「相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、一層の地域の活性化および市民サービスの向上に資すること」を目的に「食品ロス削減」にかかる連携協定を締結しています。

(2) ごみ資源化の実績

ごみ資源化量の推移は、平成 29 年度までは概ね横ばいで推移していましたが、それ以降は減少しています。

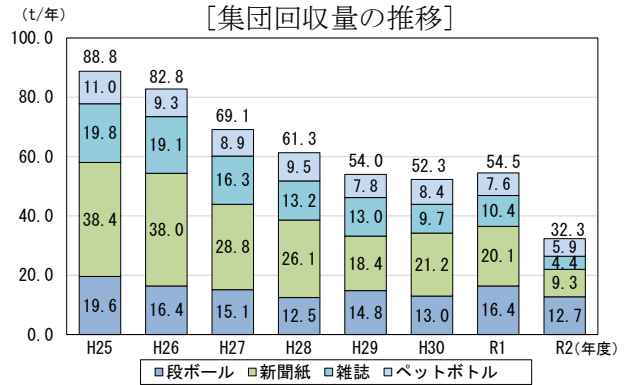
[種類別資源化量の推移]



(3) 集団回収の実績

集団回収量は年々減少傾向にあり、令和 2 年度の実績は新型コロナ感染防止による学校休校の影響もあり、35t 以下になっています。

[集団回収量の推移]

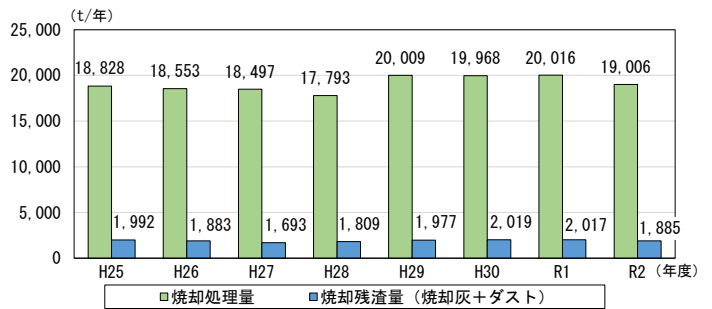


3. ごみ処理の実績

(1) 焼却処理量

本市の焼却処理は、八幡浜南環境センターのごみ焼却施設にて行っています。また、同施設では西予市及び伊方町の可燃ごみも処理しています。焼却処理量（西予市及び伊方町分を含む）の推移をみると、令和元年度まで増加していましたが、それ以降は減少しており、焼却残渣量も同様の傾向となっています。

[焼却処理量及び焼却残渣量の推移]

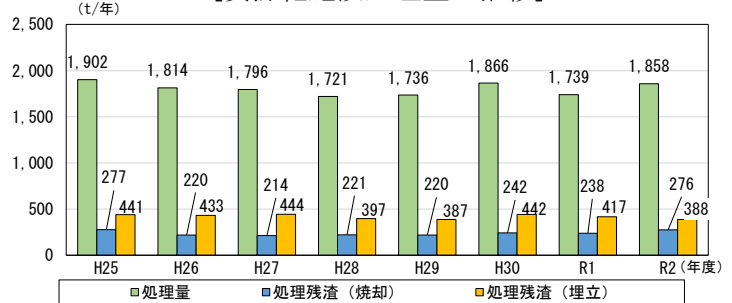


(2) 資源化処理量

本市の資源化処理は、八幡浜南環境センターのリサイクルプラザ（破砕・選別処理）及び資源ごみ選別施設（手選別・保管）にて行っています。

資源化処理量の推移をみると、平成 28 年度まで減少していましたが、それ以降は概ね横ばいで推移しています。

[資源化施設処理量の推移]

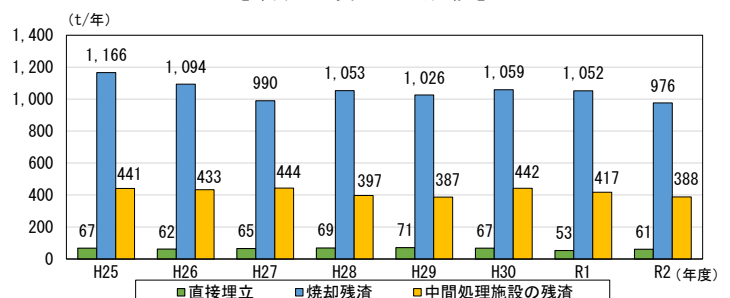


(3) 最終処分量

本市の最終処分は、八幡浜市一般廃棄物最終処分場及び民間の最終処分場にて行っています。

最終処分量の大半を占める焼却残渣の推移をみると、平成 27 年度まで減少し、それ以降は概ね横ばいで推移していましたが、令和 2 年度でまた減少しています。

[最終処分量の推移]



4. ごみ処理の体制

(1) 収集・運搬

①収集・運搬体制

収集・運搬は、本市の直営及び民間委託により実施しています。

※令和4年度から全て民間委託となります。

②ごみの収集方法

ごみの収集方法は、ステーション（集積所）収集方式及び地域によって戸別収集方式としていますが、粗大ごみは市民による直接搬入や予約制戸別収集（有料）または地域の自治会及び公民館等による回収を行っています。

③施設搬入手数料及び粗大ごみ収集

本市の施設に自分で直接ごみ搬入時及び粗大ごみ収集を依頼した場合に、指定の料金を徴収しています。

(2) 中間処理・最終処分

①中間処理

中間処理は、八幡浜南環境センター、八幡浜北環境センター及び民間施設で処理をしています。

※八幡浜北環境センターは令和4年3月末で閉鎖し、令和4年4月から八幡浜南環境センターの名称を八幡浜市環境センターに変更します。

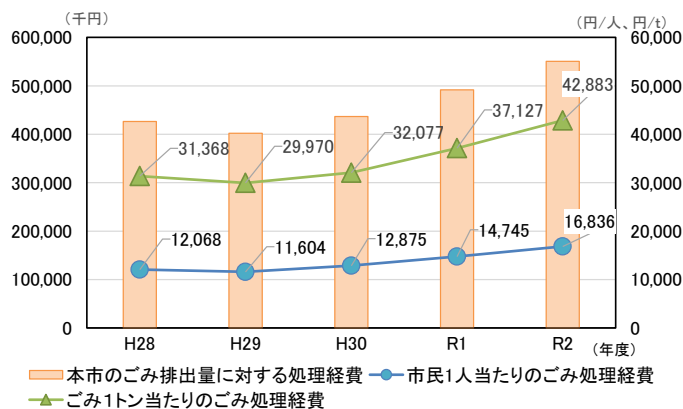
②最終処分

中間処理施設で処理されたごみの残渣（焼却灰や不燃残渣等）は、民間最終処分場による委託処理または八幡浜市一般廃棄物最終処分場で埋立処分をしています。八幡浜市一般廃棄物最終処分場は令和4年度から閉鎖に向けて準備を進めていく予定です。

(3) ごみ処理経費の状況

令和2年度の建設改良費を除いた、ごみ1トン当たりの処理経費（西予市及び伊方町の広域処理分を除く）は約43,000円となっています。この処理経費を平成28年度と比較すると、ごみ処理量が約6%減少しているのに対して、ごみ処理経費は約37%増となっています。

[ごみ処理経費等の推移]



5. ごみ処理の課題

(1) 国・県・現行計画の目標値との比較

①国の数値目標との比較

本市の実績は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の数値目標と比較すると「1人1日当たりのごみ総排出量」及び「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）」は上回っており、今後かなりの減量が必要となります。また、事業系ごみの排出量も平成27年度から令和2年度で増加しているため、今後、減量が必要と考えられます。

②県の数値目標との比較

本市の実績は、「第四次えひめ循環型社会推進計画」の令和2年度の目標値と比較すると、1人1日当たりの排出量が210g/人日多くなっています。

③現行計画の数値目標との比較

本市の実績は、現行計画の目標値のどの項目も達成するのが厳しい状況にあります。

1人1日当たりの排出量の実績は減少しているものの、目標値が達成できていないのは、事業者のごみ減量効果が計画どおりには実施できなかったものと考えられます。

[現行計画の目標値と本市の実績]

目標項目 (参考値)	現行計画			実績	
	基準年度	目標値			
	H19年度	H27年度	R4年度	H27年度	R2年度
ごみ総排出量 (集団回収含む)	16,253 t/年 (100%)	13,186 t/年 (81.1%)	11,494 t/年 (70.7%)	14,152 t/年 (87.1%)	12,871 t/年 (79.2%)
1人1日当たりの 排出量	1,083 g/人日 (100%)	1,018 g/人日 (94.0%)	1,016 g/人日 (93.8%)	1,073 g/人日 (99.0%)	1,078 g/人日 (99.6%)
再生利用量	3,554 t/年 (100%)	2,660 t/年 (74.8%)	2,318 t/年 (65.2%)	2,803 t/年 (78.9%)	2,523 t/年 (71.0%)
再生利用率	21.9%	20.2%	20.2%	19.8%	19.6%
最終処分量	2,768 t/年 (100%)	2,251 t/年 (81.3%)	1,962 t/年 (70.9%)	1,499 t/年 (54.2%)	1,425 t/年 (51.5%)

(2) 課題の整理

①ごみ減量化及び資源化の推進

本市のごみ排出量は概ね減少傾向にありますが、令和2年度の原単位は、国、県と比べて上回っています。その要因として、家庭系ごみが減少しているのに対し、事業系ごみが増加しているため、事業系ごみの影響が大きくなっていました。

今後は、新たな目標に向けて市民・事業者・行政が協働し、ごみの減量化・資源化をより推進する必要があります。その施策として、食品ロス削減の取組み実施や、ごみ処理手数料の見直しが考えられます。特に、事業系ごみの削減に向けての対策が必要です。

②ごみ分別の徹底

可燃ごみの中には、紙類が多量に含まれていることがごみ質調査結果から想定されます。また、近年はプラスチック資源循環に関する法整備により、プラスチック製品等の回収も必要となることも考えられ、処理・処分量を削減しリサイクル率の向上を図るために、ごみの分別に関する周知、広報を充実し、排出段階における分別の徹底を図ることが必要です。

③中間処理施設の適正な維持管理

八幡浜南環境センターのごみ焼却施設は、平成27年度に大規模改修工事が完了し、約15年間の安定的な稼働が可能となっています。今後とも安全かつ安定した処理を継続できるよう、維持管理を継続する必要があります。

また、将来的な適正処理を行うためには、広域化処理を含め、環境負荷の少ないごみ処理施設整備を検討していくことが必要です。

④八幡浜市一般廃棄物最終処分場の対応

本市の不燃物などを埋立処分している八幡浜市一般廃棄物最終処分場は、令和3年度末で受入停止の予定であり、令和4年度から閉鎖に向けて準備を進めていき、今後は、最終処分場の廃止に向けた管理を実施する必要があります。

IV ごみ処理基本計画

1. 基本方針

計画目標

資源が循環するまち ～3Rの推進～

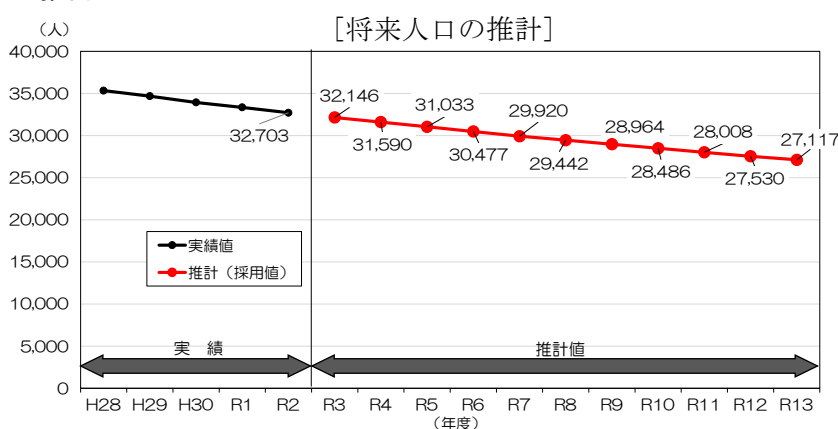
①【方針1】3Rの推進

「3Rの推進」を達成するため、市民・事業者・行政が「3R」に対する意識を持ち、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続け、それぞれが協働するとともに役割を果たすような具体的な施策を示し、実施していくものとします。

②【方針2】ごみの適正な処理の推進

本市から排出されるごみは、本市の施設にて適正に処理・処分しており、今後も継続し、安全かつ安定的な処理体制を維持していくものとします。

2. 将来人口の推計



3. ごみ排出量の予測

(1) 目標値の設定

本計画において、国などの目標値や上記の項目を勘案して、主要な目標値は、①『家庭系ごみ(資源ごみを除く)一人一日平均排出量』、②『事業系ごみ一日平均排出量』、③『リサイクル率』とします。

本計画では、優先的にごみの排出抑制に努め(特に事業系ごみ)、再利用・再資源化を推進することで、総ごみ排出量の削減を図り、環境負荷の低減に根ざした循環型社会構築の観点から、目標値は下記のとおり設定します。

目標

①家庭系ごみ(資源ごみ、集団回収を除く)一人一日平均排出量

目標年度(令和13年度)における家庭系ごみ一人一日平均排出量を 500g/人日以下とします。(令和2年度実績の約13%減)

②事業系ごみ一日平均排出量

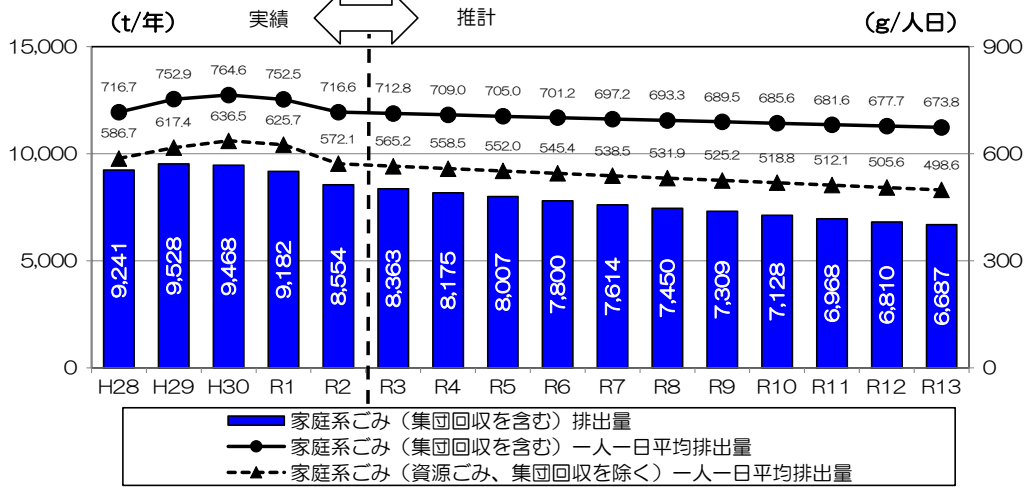
目標年度(令和13年度)における事業系ごみ一日平均排出量を 9t/日以下とします。(令和2年度実績の約25%減)

③リサイクル率

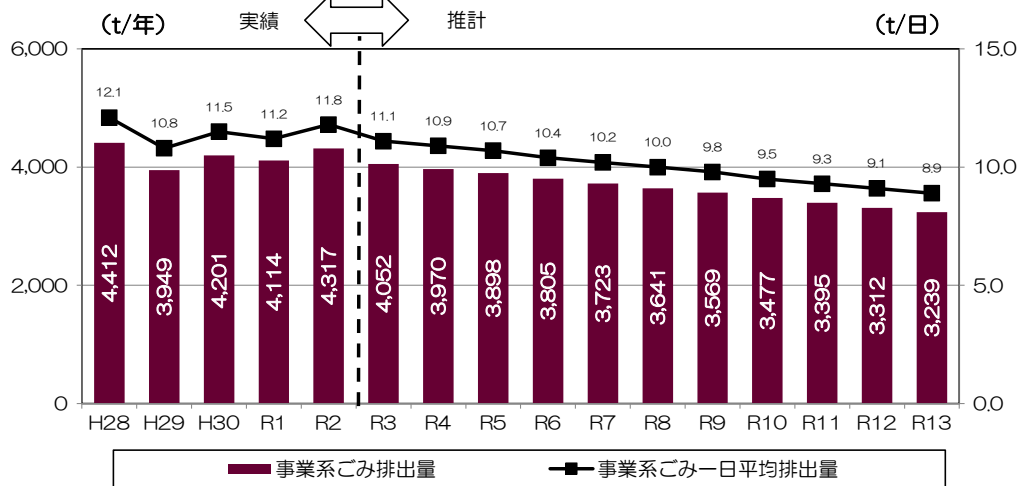
目標年度(令和13年度)におけるリサイクル率を 25%以上とします。

(2) ごみ排出量の将来推計値 (目標を達成した場合)

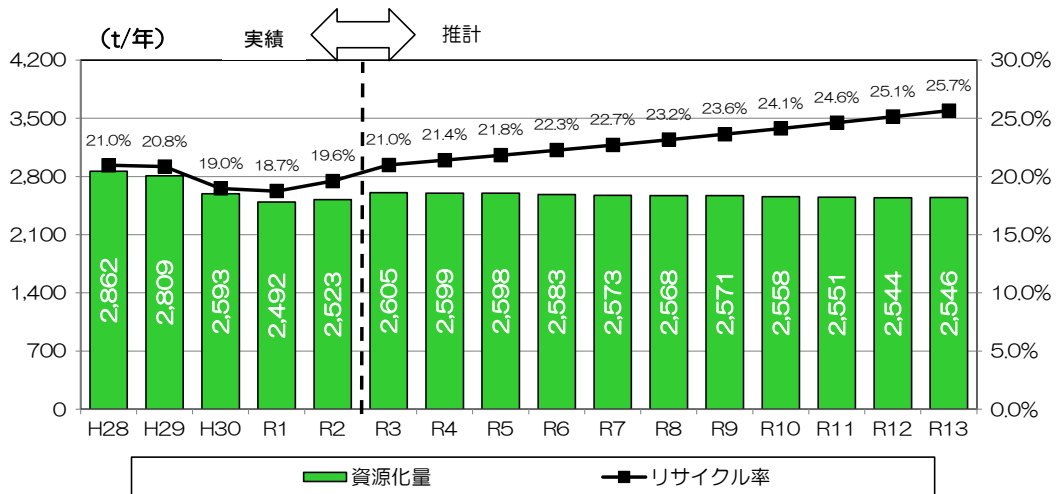
[目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果 (家庭系ごみ)]



[目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果 (事業系ごみ)]



[目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果 (資源化量)]



4. 施策の展開

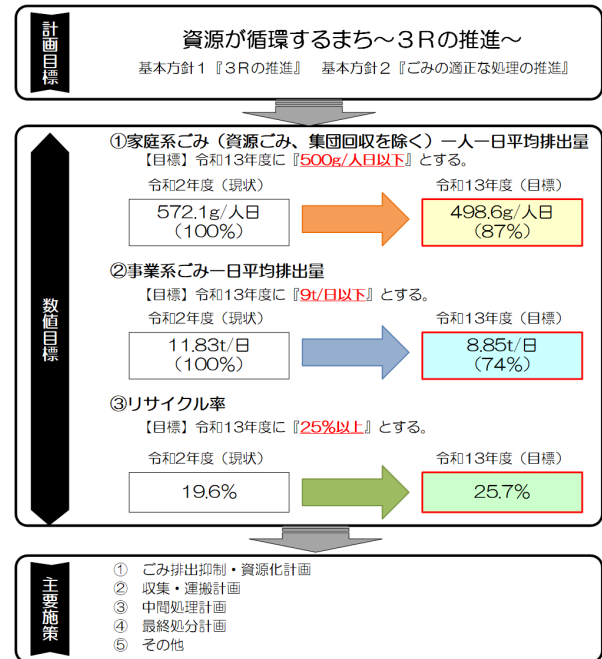
(1) 施策の体系

本計画では、計画目標の「資源が循環するまち～3Rの推進～」及び基本方針の「【方針1】3Rの推進、【方針2】ごみの適正な処理の推進」を柱とした施策を展開していくものとします。

(2) 計画目標及び基本方針達成のための役割

本計画の計画目標及び基本方針を達成するため、市民・事業者・行政は、それぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

[本計画の施策体系図]



5. ごみ排出抑制・資源化計画

(1) ごみ排出抑制及び減量化の方策

①行政における施策

- 取組1 連携体制の構築
- 取組3 集団資源回収の継続
- 取組5 生ごみ処理機の購入補助制度の継続
- 取組7 紙製品のリサイクル強化

- 取組2 啓発活動の推進
- 取組4 ごみ処理手数料の見直し
- 取組6 古着の再利用と資源化
- 取組8 事業系ごみの適正排出

②市民・事業者における施策

- 取組1 使い捨て型ライフスタイルの転換
- 取組3 資源ごみの分別収集への協力

- 取組2 物を大切に使う
- 取組4 事業者主体による積極的な取組み

(2) ごみの資源化に係る方策

①行政における施策

- 取組1 資源化の推進
- 取組3 不用品交換事業等の推進

- 取組2 安定した資源化ルートの確保
- 取組4 再生商品などの利用促進啓発

②市民・事業者における施策

- 取組1 再生商品などの利用促進
- 取組3 不用品交換事業などの利用促進
- 取組5 資源ごみの回収ルートの構築

- 取組2 資源回収への協力
- 取組4 再生商品などの供給

(3) 食品ロス削減対策

「愛媛県食品ロス削減推進計画」に基づき、本計画における市民・事業者・行政の取組みについて、実践していきます。

6. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する今後の取組み

ごみの収集・運搬はごみを迅速かつ効率的に収集し、生活環境に支障のないよう安全に行っていきます。

本市では、ごみの発生段階におけるごみの減量化を図るとともに、排出段階における減量化及び分別の徹底を図り、資源化が可能なものは、再生利用の推進を図ります。また、市民への協力・要請により、処理・処分の形態に適した分別排出の徹底を図ることで、本市における適正処理を推進していきます。

(2) 収集・運搬の主体

家庭系ごみの収集・運搬は、令和4年度から本市全域で民間委託を行います。また、事業系ごみの収集・運搬は、本市の許可する収集・運搬業者が行っていきます

(3) 分別の種類・区分及び分別の方法等

計画収集区域は現在と同様として本市内全域を対象とします。

収集方法は、現在、家庭系ごみはステーション方式及び戸別回収で行っており、今後も現体制を維持していきます。

分別収集の品目は、当面は現在の収集品目・収集頻度を維持していきますが、将来ごみの分別品目等の変更が生じた際には、適時、見直しを図っていきます。

(4) 収集・運搬量

令和13年度の収集運搬量（家庭系+事業系）は8,672 tと見込んでいます。

7. 中間処理計画

(1) 中間処理に関する今後の取組み

本市で排出するごみは、本市の施設等で再資源化・減量化・減容化・安定化することで、最終処分場への負担をできるだけ軽減します。

また、焼却処理は、ダイオキシン類対策等の環境保全に十分配慮した処理を行うとともに、施設の安定的な処理を行うために適正な維持管理を行っていきます。

(2) 中間処理の方法及び量

今後の中間処理は本市の施設及び委託により安全、かつ適正に処理していきます。

なお、現在、八幡浜市環境センターのごみ焼却施設は、西予市及び伊方町の可燃ごみを受け入れて焼却処理を行っていますが、今後とも継続して行っています。

[中間処理量の見込み]

(単位：t/年)

	実績	見込み(目標)	
	R2	R8	R13
焼却処理量(本市分)	9,775	8,108	6,994
焼却処理量(広域)	19,006	15,666	13,469
破碎・選別等処理量(本市分)	1,677	1,523	1,427
直接資源化量(本市分)	1,478	1,527	1,561

※「(広域)」とは、本市の施設で処理している西予市及び伊方町を含めたものである。

(3) 将来的な整備方針

八幡浜市環境センターごみ焼却施設は稼働開始から20年以上が経過し、現在に至るまで、ダイオキシン類削減の恒久対策、基幹更新工事や計画的な改修・補修工事を行っていますが、経年的な老朽化により突発的な故障などにより稼働が困難となる恐れがあります。

したがって、将来的に安定したごみ処理を継続するために、次期施設の整備検討が必要です。なお、施設整備の検討には県が策定するごみ処理広域化を考慮していきます。

8. 最終処分計画

(1) 最終処分に関する今後の取組み

発生したごみは中間処理、再資源化後、公衆衛生の保全を図りながら最終処分に努めていきます。また、令和3年度末に受入を停止予定であり、令和4年度から閉鎖に向けて準備を進めていく八幡浜市一般廃棄物最終処分場の扱いも検討していきます。

(2) 最終処分の方法及び量

今後の最終処分は、本市地域での最終処分場の整備を行うことが困難と考えられるため、民間施設での処分を行っていきます。

処分受け入れ側の民間施設も、適切な管理が行われているか定期的な現地調査を実施するとともに、最終処分場の残余量の把握に努めていきます。

[最終処分量の見込み]

(単位：t/年)

	実績	見込み(目標)	
	R2	R8	R13
最終処分量(本市分)	1,425	1,226	1,084
直接埋立(本市分)	61	0	0
焼却残渣(本市分)	976	812	701
焼却残渣(広域)	1,886	1,567	1,347
中間処理残渣(本市分)	388	414	383

※「(広域)」とは、本市の施設で処理している西予市及び伊方町分を含めたものである。

9. その他

(1) 廃棄物減量等推進審議会等の活用

廃棄物処理法では、市町村における一般廃棄物の減量対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の制度が設けられています。また、地域の廃棄物減量等推進員は、地域の一般廃棄物減量、再生利用の促進を図っていくためのリーダーとしての役割が求められています。

今後、市民や事業者等の協力によるさらなるごみ減量やリサイクルの推進が必要であり、各種施策の実施ならびに三者協働体制の確立のため、これらの制度を活用していきます。

(2) 適正処理困難物対策

本市で収集、受け入れ及び処理しない廃棄物は、八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第13条に基づき、危険物、処理困難物、産業廃棄物、家電リサイクル法の対象品目と定めています。

今後も、当該廃棄物は受け入れないものとし、排出者に販売店や製造業者等に依頼して処理を行うように啓発します。また、将来的に本市の施設の機能に支障が生じる廃棄物が発生した場合には、必要に応じて収集、受け入れ及び処理しない廃棄物として定めていくものとします。

(3) 特別管理一般廃棄物対策

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法第2条第3項により、「一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」として、1. PCBを使用する部品、2. ごみ処理施設からのばいじん(集じん施設で集められたもの)又はその処理物、3. 病院・診療所等から生じた感染性廃棄物などが定められています。

これら特別管理一般廃棄物は、法令により規定された適正な処理を行います。なお、特に感染性廃棄物のうち、各医療機関から排出される事業系医療廃棄物については、各医療機関の責任で専門の処理業者に委託して処理を行うものとしており、将来的にも同様とします。

(4) 災害廃棄物処理計画

災害によって発生する災害廃棄物は市町村に処理の責任があります。そのため、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための平時の備え、応急対策、復旧・復興対策について、事前に計画しておく必要があります。

具体的には、災害時において一時集積場所を必要とする場合には、運動公園のグラウンド・廃校などの公共的な場所の活用も検討しておきます。

また、中間処理は八幡浜市環境センターにて行いますが、施設の被災状況から稼動不能な場合、もしくは処理能力の不足が生じる場合には、近隣自治体のごみ処理施設や民間の廃棄物処理施設へ処理を依頼していくことも検討します。

このため、地域内にて災害廃棄物を処理しきれない状況も想定しながら、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制の構築を図っていきます。

(5) 不法投棄

地域の環境美化推進は、「八幡浜のまちをみんなできれいにする条例」に定めるところにより、本市が委嘱する環境美化推進員を中心に取り組んでいきます。市民とともに積極的な取り組みを行っていますが、あわせて廃棄物の不法投棄についても監視を行い、不法投棄に対しては、市民パトロールの実施や看板設置等の対策を講じていくほか、不法投棄は廃棄物処理法違反であることから、警察や産業廃棄物を所管する八幡浜保健所とも連携し、厳しく対応していきます。

(6) 海洋ごみ及び漂着ごみ対策

本市では、令和元年9月から唯一の有人離島である大島において島民が主体となり、清掃活動を実施しております。

また、漂着ごみの調査・回収を行っている一般社団法人E.Cオーシャンズ、海底ごみの調査・回収を行っている愛媛ダイビングセンターなど、民間団体やその他ボランティアも清掃活動を実施しております。

今後も、民間団体やボランティアが実施する活動を積極的に支援するため、回収した海洋ごみの処理を本市で行います。

10. 計画の進行管理の実施

本計画は、資源循環に係わる様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。これらの目標を達成するため、計画の各段階において進捗状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。また、環境を取りまく社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要と考えられます。そのため、計画の進捗状況を施策ごとにPDCAサイクルにより点検します。

点検は、数値目標の進捗状況の分析・評価を行い、問題点について整理します。これにより、事業の課題を明確に把握し、取組みに反映させるとともに、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。また、市民や事業者の取組や活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していきます。